請願・陳情参考資料

平成２８年１１月２８日

議会事務局

請願（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
２８年―３８ (28.11.25)	議会	鳥取県議会議員の海外視察に係る旅費条例の改正について 倉吉市 個人 紹介議員 市谷　知子 錦織　陽子	議員の海外派遣については、鳥取県議会会議規則第14条の規定により、議会の議決で決定することとされている。 そして、議決により決定した議員派遣については、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第７条の規定により旅費を支給することとなる。 【鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例】 第７条　議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。 （１）公務のための旅行 ２　議会の議員に支給する旅費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （８）外国旅行の旅費　国家公務員の外国旅行の旅費の例による額 【議員の海外派遣の状況】 議員の海外派遣については、平成24年２月の代表者会議において、以下のとおり取扱いを定めている。 ・明確な調査目的、訪問理由がある場合に訪問団を派遣する。 ・１地域３名以上６名以内、年間最大３地域とする。 ・本県と友好交流している環日本海地域を基本とする。 ・議員一人当たり、２年に１回以内とする。 また、本年７月に「鳥取県議会議員の外国旅行の旅費に関する取扱規程」を定め、宿泊料や航空運賃の上限を定めて経費の節減と抑制に努めたところである。